

令和4年2月10日

公益社団法人 神奈川県環境保全協議会 御中

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長
神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置の延長に係る協力をお願いについて（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。令和4年2月10日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置が令和4年3月6日まで延長されました。

それを受け、同日、県対策本部会議を開催し、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改定しました。

飲食店等に対しては、法第31条の6第1項に基づき、次のとおり要請します。

マスク飲食実施店認証店においては、以下のいずれかを選択

- ・ 5時から21時までの営業時間短縮、酒類提供は11時から20時30分まで
- ・ 5時から20時までの営業時間短縮及び酒類提供停止

それ以外の飲食店においては、20時までの営業時間短縮及び酒類提供停止

※協力金の扱いに変更はありません。

その他、添付「実施方針」のとおりお願いさせていただきます。

この難局を乗り切るため、皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」
- 3 国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

問合せ先
環境農政局総務室
総務グループ 明 裕敏
045-210-1111 （内線 4019）